



# 全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター  
発行責任者：岩橋 祐治  
〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4  
平和と労働センター・全労連会館6階  
Tel (03) 5842 - 5601  
Fax (03) 5842 - 5602  
毎月1日発行  
年額1,500円（送料込、会員は会費に含む）  
<http://www.inoken.gr.jp>

## 人間らしく働き、暮らせる職場・社会の実現を

### 働くもののいのちと健康を守る沖縄センター結成

4月27日、「働くもののいのちと健康を守る沖縄センター」の結成総会が沖縄大学で行われました。

沖縄での地域組織の結成は、2008年に沖縄で開催した「人間らしく働くための九州セミナー」以来の課題でした。九州で地方組織がないのは沖縄だけであり、九州セミナー世話人会からも結成への期待が高まっていました。

2016年に開催された九州セミナー in 沖縄では、実行委員会結成時から本番終了後の地方組織結成も目標として取り組み、会議を継続してきました。

2017年からは結成準備会として、九州セミナー準備会から関わってきた団体・個人とのつながりを継続し、沖縄での九州セミナーで学び・語り合った「人間らしく働き・暮らせる職場・社会の実現を目指す」ことを再確認して結成総会に至りました。

#### 息の長い活動をめざして

結成総会の第1部として、沖縄大学法経学部島袋隆志准教授が、安倍内閣が進める「働き方改革」の本質や問題点についての講演を行い、いのちと健康を守ることに逆行する「働き方改革」についての認識を深めました。第2部では、発足の経過と結成準備会の経過報告を皮切りに、2018年活動方針、規約、予算案、役員の提案を行い満場一致で承認されました。

2018年活動の基本としては、「①九州セミナー代表世話人会へ結集し、今年福岡で開催される九州セミナーの成功に向け取り組む。②2016九州セミナー in 沖縄から始まった『過労死等防止対策シンポジウム』の開催に協力し、11～12月の取り組みの成功を目指す。③年1回の学習教育企画を開催する。④定期ニュースの発行、沖縄センターの活動について宣伝・広報を進める。⑤労働者・労働組合をはじめ、医師、弁護士、大学教授などの専門家、専門機関との共同・連帯を重視する。⑥その他、沖縄センターの目的達成のため必要な事業を幹事会で議



結成総会参加者

論しながら取り組む」ことを確認しました。

また、息の長い活動としていくためにもできることを積み重ね、賛同する組織・個人を増やしていく取り組みを進めて行きたいと思います。沖縄センターの役員体制は、共同代表5人、事務局長1人、事務局次長5人、幹事4人の体制で各団体等から選出され運営します。

来賓あいさつで九州セミナーの田村昭彦代表世話人は、「待ちわびた沖縄センターの結成は全国で31番目。九州で最後の地方組織の結成です。地域でのいのちと健康を守る取り組みを広げましょう。引き続き頑張ってください」と話しました。

結成総会は、20人の参加で各団体の発言もあり、成功裏に終えることができました。

（沖縄センター 仲里孝之）

#### 〈今月号の記事〉

「働き方」改革/家族の会記者会見	2面
「過労死110番」30周年シンポジウム	3面
各地・各団体のとりくみ 世界安全衛生デー／社医研／愛媛／埼玉／徳島／石川／北九州	4～6面
民医連手遅れ事例調査・歯科酷書/保坂忠史さんを偲んで	7面
職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会報告書	8面

## 岩橋事務局長、衆議院厚労委で「働き方改革」一括法案について意見陳述

### 高プロの撤回、時間外労働の上限規制の強化を求める

5月22日、衆議院の厚生労働委員会が開催され、参考人の意見陳述と質疑が行われました。「いの健」全国センターの岩橋事務局長が参考人として意見陳述を行いました（他の参考人には、寺西笑子・全国過労死を考える家族の会代表世話人、連合会長、日本経団連労働法制本部長など5人）。

岩橋事務局長は、まず雇用対策法の一部改正案について言及。「労働生産性の向上」を目的条文に入れることや「多様な就業形態の普及」を国の施策とすることを批判し、勤労の権利を保障する法律から企業のための労働政策を推進する法律に根本的に変えられようとしていることを批判しました。

次に「高プロ制度」の創設について鋭く批判し、強くその撤回を求めました。「高プロ制度」は労働基準法の労働時間規制を全面的に適用除外する制度であり、年109日休ませればあと256日は労働者を自由に働かせることができる恐ろしい制度で、"現代の奴隸制度"と言っても過言ではない制度。過労死・過労自死の頻発が予想され、しかも労働時間管理がされていないため労災認定も困難となります。高プロの撤回では、野党6党と労働界・法曹界が一致しています。

#### 例外なく上限規制を

時間外労働の上限規制については、安倍首相の「過労死・過労自死を一掃する。悲劇は二度と繰り返さない」との言明を具体化するためには、「月100時間未満」「2～6か月で80時間以下」といった特例を認めず、建設や運輸、医師などを適用除外とせず、「月45時間、年360時間」を例外なく上限とすることを求めました。

安倍内閣、自民・公明・維新は、「働き方改革」



国会前要請行動（5月16日）

一括法案をまとめて審議せずに、通常国会で強行成立することを狙っています。

全労連や全労協などで作る「雇用共同アクション」は、日本労働弁護団や自由法曹団とも協力して、徹底審議・廃案を求めて最後まで奮闘する決意で、連日国会行動や宣伝署名行動にとりくんでいます。いのちと健康を守る全国センターとしても、「過労死・過労自死の一掃」、「長時間労働の是正」、「同一労働同一賃金」の実現をめざして、とりくみを強化していきます。

(全国センター 岩橋祐治)

#### 家族の会 『緊急記者会見』

5月16日。厚生労働省記者会で「高プロ」入り働き方改革一括法案の強行採決に断固反対する緊急記者会見が行われました（過労死を考える家族の会・過労死弁護団・日本労働弁護団共催）。



会見冒頭、労働弁護団の棗一郎弁護士が「労働者・主要企業の7割（共同通信調べ）・市民・法律家団体がこぞって反対する高度フェッショナル制度（「高プロ」）入りの法案を強行採決するのはとんでもない」と記者会見の開催主旨を話しました。「高プロ」の対象労働者には、労働時間に関する何の権限も裁量もなく、業務命令には無条件で従うしかない。日本で働くすべての労働者にとって、取り返しのつかない危険を及ぼす可能性がある法案を断じて容認するわけにはいかない」と強調しました。

「過労死家族の会」のメンバーは、「過労死がなくなるように活動をし、『過労死等防止対策推進法』ができたのに、まったく改善されていない。裁量労働制は、データの問題などもあり削除されたが、『定額労働かせ放題』の高プロは絶対に反対です」「労働時間の把握の必要がないため、過労で死ぬ人が増えても『過労死』が減ることになるのではないか。そのような法案は断固反対です」と訴えました。

家族の会は、5月22～23日、首相官邸前で座り込み行動も行いました。

(編集部)

# 「針の穴をこじ開ける」30年間の活動

## 過労死110番30周年シンポジウム（大阪）

「過労死110番」は1988年に開設され、今年で30年です。大阪は全国に先駆けて「過労死シンポジウム」と過労死110番に取り組みました。大阪過労死問題連絡会は、その歴史と過労死防止法と大綱の改正を含む過労防止運動の課題を共有しようと、4月12日に大阪市内で「過労死110番30周年シンポジウム」を開催しました。過労死遺族や支援者、弁護士や研究者、労働組合やマスコミ関係など60人余りの参加者で会場は一杯になりました。

### 「偽りの規制」は撤回を

森岡孝二会長は挨拶で、安倍「働き方改革」をめぐる国会情勢に触れ、過労死防止全国センターの同法案に反対する声明を紹介。「韓国では長時間労働規制が進んでいる。日本のような『死ぬまで働くかせよう』という『偽りの規制』は世界のどこにもない」と法案の撤回を呼びかけました。

続いて、松丸正弁護士（過労死弁護団全国連絡会議代表幹事）が「過労死110番の30年間」と題して講演を行いました（写真）。30年間の運動を3つに区切り紹介しました。第1期は「過労死」という言葉すらなく「急性死等」と言っていた時代です。「大阪過労死問題連絡会」を立ちあげ、田尻俊一郎医師の「駆け込み寺でいいからボチボチいこうや」の言葉で月1回の例会を欠かさず継続してきました。88年4月には大阪での過労死110番を開設。夫を亡くした妻からの相次ぐ相談で、過労死があらゆる職種にまたがる一般性を持った問題だと確信しました。その時の最初の相談者が平岡チエ子さんでした。6月には全国の過労死110番が実施され、社会的な運動へと広がっていきました。

第2期は、増える過労自殺（自死）の認定を勝ち取っていく時期でした。99年に精神障害・自殺の旧労災認定基準が制定され、この時期に寺西笑子さんの夫の過労死認定を勝ち取りました。

2000年には、最高裁電通過労自殺が勝訴。第3期は「連絡会」で過労死防止の法案づくりを提起。2014年の過労死等防止対策推進法制定に繋がりました。

### 「110番活動」の意義はなくなる

過労死はなくなるどころか若者の過労死・過労自殺が増加している現状があります。「しかし、30年間の活動も『針の穴』をこじ開けるように、遺族



支援者たちの運動が救済の幅を広げてきた」と松丸氏。労基法1条にある「人たるに値する労働条件の理念実現のために110番運動を続けてきたのであり、労働者や労働組合がもっと大きな力を発揮することを期待しながら、今後とも110番運動の意義はなくなることはない」と締めくくりました。

### カメラマンも泣きながら編集

次に、1986年6月に放映されたNHKドキュメンタリー番組「過労死—妻たちは告発する」の元ディレクター織田柳太郎さんが講演。当時の映像が放映され、家族の無念さが蘇りました。

織田さんは、「『日本は経済大国になったけれども労働者は本当に豊かになったのか』という問題意識で連絡会と繋がった。取材を通じて、社会の矛盾が過労死に表れているを感じ、日本でどういうことが起きているのか明らかにしようとした。『夫を休ませなかったのは、会社（仕事）だ』と告発する妻たちの無念の声を受け止めてくれたのが『連絡会』であり、カメラマンも編集者もボロボロ泣きながら編集作業をしていた。過労死の運動の根底にあるものは『他人事とは思えない』という思いだ」と当時を振り返って話しました。

最後に、NHKの31歳女性記者の過労死など後をたたない若者の過労死問題に触れながら、「奪われたのは未来だけではない。事故死も災害死も突然起ころが、過労死は生前に家族との豊かな生活が奪われている。普通の人間が普通の働き方をして普通の生活ができることが大事だ」と強調しました。

シンポジウムでは、岩城穂弁護士の司会で平岡チエ子さん・寺西笑子さんと息子さんを過労自殺で亡くした遺族が、それぞれの無念な思いを語りました。改めて過労死のない社会の実現にむけて『草の根、で運動を進める決意を固める集会となりました。

（大阪センター 鈴木まさよ）

## 各地・各団体のとりくみ

### Safe Day 「働き方改革一括法案」即時撤回・廃案を 労働安全衛生世界デー宣伝・要請行動

生活関連公共事業推進連絡会議（生公連）、建設関係労働組合首都圏共闘会議、いのちと健康を守る全国センターは、4月27日にILO（国際労働機関）が提唱する「4・28労働安全衛生世界デー」に呼応して、厚生労働省前宣伝行動、厚生労働省要請を実施しました。

宣伝行動では、日本共産党の山添拓参議院議員が連帯挨拶。働き方改革一括法案など、安倍内閣による労働者いじめを批判。結集したなかまを激励しました。また、ILO駐日事務所の田口晶子代表から寄せられた激励メッセージが紹介されました。

宣伝行動で立った神田豊和生公連議長は、「働き方改革一括法案」について「労働者の命と健康をむしばむもので即時撤回・廃案にすべき。厚労省は労働者の立場にたってもらいたい」と訴えました。

いの健センターの岩橋祐治事務局長は、月80時間を残業上限とする法案について「過労死基準まで働くさせることを合法化する」と指摘し、上限を超なければ良いという誤った認識が広まる懸念を指摘しました。建設首都圏共闘の松本久人議長は、建設アスベスト訴訟において、国の責任を認める判決が8



宣伝・要請行動（4月27日）

回も出され、既に国の責任は明確であることを指摘し、速やかに補償基金制度を確立させ、一人親方なども含め被害者すべてを救済するよう訴えました。

宣伝行動後には、厚生労働省への要請行動を行いました。厚生労働省は、従来と同様の回答を繰り返し、働き方改革に関しては、私たちが「年間104日間の休日と5日間の有給日を除き、24時間256日の勤務が認められる法案は大問題だ」と指摘しても、「そういう運用は想定していない」と回答。不誠実な対応でした。

労働安全衛生世界デーのとりくみは、今年で12回目となります。4月28日を「仕事における安全と健康のための日」と制定することや労働災害ゼロを求める、1日8時間・週40時間、4週8休に向けて労働法を改正することを求める、引き続きとりくみを進めています。  
(生公連 相澤 誠)

### 社医研 労働者性の確立に向けて 安全衛生フォーラム

社会医学研究センターの「安全衛生フォーラム」は、4月28日豊島区のラパスホールで「労働者性の確立に向けて」をテーマに開催しました。

いま安倍首相は「ニセ働き方改革」の中で、労働者を働かせながらも、社会保険や労働保険の適用のない労働者、企業にとって責任のない労働者を作り出そうとしています。社医研センターの季刊誌『労働と医学』の1月号で紹介した労働組合のたたかいについて報告し合い、今後のたたかいの意義を学び合いました。

最初に、基調報告として村上剛志理事が「労働者性の確立に向けて」を報告。村上理事は、自身が日本手話通訳士協会の健康対策委員として、登録手話通訳者の労働者性の確立を求めたりーフレットを作成した経緯を説明。また、安倍首相・黒田日銀総裁のデタラメな低金利政策の弊害を告発しました。

全労働の森崎巖委員長は「雇用によらない働き方」



を講演しました（写真）。森崎委員長は、政府と財界の動向を説明。「雇用によらない働き方」を、4つの類型に分けて説明しました。

活動実践報告では、映演共闘会議の緒方承武氏から「芸能関係者の労災適用運動」、出版労連の北健一書記次長から「出版におけるフリーランスの問題」、東京土建の松館寛氏から「建設労働災害における労働者性について」、J M I T Uの笠瀬隆司氏から「ビクター・アフターサービスにおける労働者性」について報告がありました。その後、活発な活動交流が行われ、今後のたたかいに生かすことを結びとして終了しました。（社医研センター 村上剛志）

## 各地・各団体のとりくみ

**愛媛**

### 安倍「働き方改革」阻止に全力を 学習会・2018年定期総会

4月7日に愛媛県春闌共闘会議と共に開催され、「働き方改革」阻止学習決起集会を開催しました（写真）。愛媛大学名誉教授の長井偉訓氏が「政府の『働き方改革関連法案』の問題点と労働政策・労働運動の課題」と題して講演。長井氏は、法案にある過労死ラインを超える「時間外労働の上限規制」、裁量労働制適用対象の拡大、高度プロフェッショナル制度の問題点を指摘しました。



裁量労働制について「仕事量の決定において裁量権のある労働者はどれだけいるのか」、高プロ制度は労基法に対する日本経団連の特異な評価が背景にあり、ホワイトカラーエグゼンプションそのものだと指摘しました。安倍「働き方改革」に対抗するため、労働時間短縮の今日的意義を、①労働者の生命・心身の健康保持、②人間的に成長するための創造的自由時間の確保、③家庭生活、④社会参加のための社会的生活時間の確保の4点をあげて強調。時短運動を労働法規制による企業横断的ルールの厳格化と労働組合による職場規制の強化を提起しました。

集会後に総会を開き、長時間労働・高ストレス状態の職場が広がる中、学習と過労死問題などの相談活動強化の方針を確認しました。

（愛媛センター 竹下 武）

**埼玉**

### ワークルール教育の推進を 第19回総会

埼玉センターは、4月21日に第19回総会を開催しました。

第1部では、早稲田の杜法律事務所の弁護士・金子直樹氏が、「『働き方改革』を考える～その狙いと私たちのたたかい～」というテーマで、記念講演を行いました。金子氏は、「働き方改革」法案設定の経過を踏まえ、一括法案の内容と問題点、政府の狙いを明らかにしました。そして、最後に、「いのちと健康を守るために『働き方改革』に対して①規制緩和と規制強化の抱き合わせを阻止しよう～規制緩和を許さず、規制強化に絞った議論を、②より実効性のある規制強化を求めよう～規制に加え、労働

効率化・中小企業の待遇改善など、③ワークルール教育を推進して労働者が自分で守れるようにしようと「ルール+紛争解決手段を学ぶ」と述べ、私たちの闘いの方向を示しました。その後、講師は、7点にわたる質問に回答。講演は時宜に適し、活発な質疑があり好評でした。

第2部の総会は、2017年度活動報告、決算報告、監査報告、2018年度活動方針案、2018年度予算案、役員人事案等の議案提案後質疑討論。川口市教組の森山さん、埼玉民医労の清宮さん、埼玉民医連の小野さん、埼玉土建の肝付さん、個人会員の杉本さん、社医研センターの大里さん、全国一般の水野谷さん、小池医師、県労連の舟橋さんが発言。提案議案は、すべて承認されました。

（埼玉センター 矢木 賀）

**徳島**

### 予防対策は行政と住民運動で

第2回総会

4月21日、徳島市内で第2回総会を開催、35人が参加しました。堀金博理事長が開会挨拶（写真）、山田



豊県議（日本共産党）が来賓挨拶、県からのメッセージも披露されました。続いて2016年9月設立以降の活動報告と会計・監査報告があり、今後もとりくみの交流と学習を大いにやっていくことなどが確認され、16人の理事・顧問も再任されました。発言では、過労死家族の会（大阪）の大島照代さんが「徳島でも家族の会を立ち上げたい」と述べ、他にオルトトルイジンの会、自治労連、徳島建労から支援の訴えや活動報告がありました。

第2部では「これからのアスベスト問題」と題して伊藤泰司さん（大阪アスベスト対策センター）の講演が行われました。伊藤さんは、被害に対する予防対策は行政サイドと住民運動の両輪ですすめることが大切だと強調しました。参加者から、「最近も建設現場でアスベストを吸ったが大丈夫か」、「解体時にアスベストがあったことを、後から掲示した管理者に罰則はあるのか」、「石綿の種類によって病気に違いがあるのか」など質問が多く出され、予定時間をオーバーしての終了となりました。

（徳島センター 井上玉紀）

## 各地・各団体のとりくみ

北九州

### 働く者の人権を大切にする政策を学んだ 労健連 韓国フィールドワーク

3月9～11日、北九州労健連として韓国の労働組合を訪問し、労働の実態や活動を学んできました。

最初の訪問は、仁川空港労働組合（非正規の労働組合）です。仁川空港で働く約1万7000人のうち、1万人が下請け労働者です。文政権になって昨年5月12日に三者委員会が作られ、まずは保安関係者の正規化を進めているということでした。

非正規労働センターは、2000年5月に発足しました。非正規労働者の支援・組織化に取り組み、文政権になってから、政府の労働関係委員会にもかかわっています。政権交代後、最低賃金が16.4%アップし、753円になりました。最低賃金を改善させるたたかいは労働者の代表が委員会に参加して声をあげたこと、そして時給1万ウォン運動が大きく、大統領選挙ではすべての候補者が政策としてあげるようになりました。文政権の目標は、2020年までに時給1万ウォン（1000円）にすることです。

民主労総・希望連帯労働組合は、インターネット・ケーブルテレビの設置をする人が組合員です。職場活動とともに、地域への活動として、団体交渉で



仁川空港労組の方たちと

「社会貢献基金の拠出」を求め児童青少年支援活動を行っています。環境団体、図書館などと協力し地域見守りネットワークを形成。子どもたちが健全な労働者になるよう、子どもたちへの労働条件について教える活動もしています。

他に、グリーン病院労働環境健康研究所（韓国最大の職業病東洋レヨンのCO<sub>2</sub>中毒者の闘いを通じて設立）、ソウル労働権益センター・感情労働保護チーム（ソウル市条例によって設立）、郵便労働者の集配労組を訪問しました。

韓国では政権が代わり、大きな変化が生まれてきていることを実感しました。

（「北九州労健連ニュース」より）

石川

### 働けば働くほど元気になる 職場改善につなげる取り組みを 中央カレッジ報告会

いの健全国センターの第2回労働安全衛生中央カレッジ（昨年7月から4回講座）に石川からは、いの健石川センターと県労連・民医連・民医労で費用分担をおこない、城北病院の保健師・西田なつきさんが参加しました。その報告会を4月12日に開催し、18人が参加しました。

西田さんはカレッジに参加した感想として、①国際基準で労働時間を見ると週49時間以上働く労働者の割合（2014年）が日本は21.3%で、アメリカ16.6%ドイツ10.1%と高く、EUの労働時間は時間外労働を含めて週48時間まで、日本は特別条項付36協定を結べば制限しなど、考え方方が根本的に違う、②過労死については、過労死等防止対策大綱は、過労死防止のために国が取り組むべき対策と国以外（地方公共団体、事業主、労組、民間団体、国民）が取り組むべき対策が明確化されており、過労死は会社だけの責任ではない。組合も共犯となってしまう。「誰か任せ」で解決する問題ではなく、当事者意識を持ち、職場改善につなげる取り組みが

必要である、③参加者がほとんど組合の役員だったので、衛生管理者として関わっていく際の違った視点や現場をどうやる気にさせるかなどの意見や取り組みが聞けたら良かったと思った、④何か起こってしまってからの取り組みではなく、過去の不幸な事例を繰り返さないよう予防的な取り組みのしていかなければならぬと思った、⑤働くほど元気になる、行かないと損してしまう職場、仕事が「重荷になる」のではなく、「やりがいになる」職場づくりをめざして会社も労働者自身も改善に取り組みを強めたい、などと報告しました（写真）。



組合役員からは、「若い人を県労連・民医連・いの健センターの共同で送り出した取り組みは良かった」、「今後も取り組んでいけたらいい」との感想が出されていました。（石川センター 馬渡健一）

# 非正規労働・年金生活が手遅れ事例の2割 貧困の影響は次世代に及ぶ

## 民医連が手遅れ死亡事例2017・歯科酷書第3弾を発表

全日本民主医療機関連合会（以下、民医連）が先ごろまとめた2017年経済的事由による手遅れ死亡事例調査と歯科酷書第3弾「なぜ『口腔崩壊』は減らないのか」の記者発表を行いました。特徴的な点と民医連からの提言に基づいてまとめます。

### 経済的事由による手遅れ死亡事例調査

調査は2017年1月1日から12月31日、民医連加盟の639事業所に対して行われました。内容は、①各種保険料滞納により無保険・資格証明書・短期保険証発行となり病状が悪化し死亡に至った、②正規保険証を保持しているが受診が遅れ死亡に至ったとする事例で28道府県連から63事例でした。

特徴的なこととしては、「正規雇用者の死亡事例は1例のみで年金生活者など無職の人が5割、働きながらも不安定な収入の人が2割強であることを確認した。労働形態は、経済的な面だけでなく社会保障や住宅を失い子どもたちへも連鎖するなど、幅広い影響がある」という点が挙げられました。

調査に当たった九州社会医学研究所・田村昭彦所長は、「私たちの調査報告は、氷山の一角。非常に残念であり、毎年同じような発表をしなくてはならないのは、医療人として痛恨の極みと言わざるを得ない。無料低額診療事業・生活保護の援助を私たちが行うことで救った命は、この何十倍もあることを理解いただきたい」とコメントしました。

### 歯科酷書第3弾 口腔崩壊の社会的責任を問う

2009・12年に次ぐ歯科酷書第3弾では、貧困

#### 保坂忠史さんを偲んで

保坂忠史さんは甲府市出身、会社を定年になる頃に甲府に帰りました。労働組合リーダーの手腕を活かし、「いの健山梨センター」を本格始動しました。

1995年から18年間の奮闘の様子は『山梨過労死と労災問題を考える会ニュース縮刷版』に収められています。縮刷版に掲載されているのは2013年8月までですがそれ以降も、18年3月23日まで続き、23年に及びました。ぜひ、その記録をご覧ください。「我が国で初めて損害賠償を勝ち取った社会保険庁のSYさん」など、多くの成果

(経済的困難)に加えて、労働や家庭環境などが歯科受診を抑制していること、その影響が次世代に及んでいることを事例からまとめました。

また第3弾では、各事例を世界保健機構(WHO)が発表した「健康の社会的要因(SDH)」

「しっかりと根拠のある事実(ソリッドファクト)」の10要因=社会格差・ストレス・幼少期・社会的排除・労働・失業・社会的支援・薬物依存・食品・交通などに該当するものに当てはめた点が特徴です。

貧困が次世代に及んだ事例で衝撃的なものは、ひとり親家庭の女子高校生。虫歯の前歯をかくすためにマスクをしていましたが、痛みが出たため受診、28本中に虫歯が17本あり歯の形が崩壊したところも多数見られました。

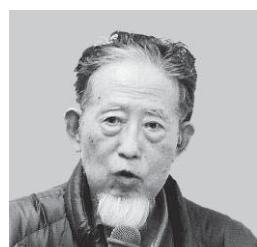
### 手遅れ調査・「口腔崩壊」をふまえての提言

民医連は、憲法25条にもとづく権利としての社会保障の実現、「国民皆保険」を守ること、国民健康保険料の減免制度や無料低額診療事業の拡充、地域に必要な医療介護・福祉の体制確保、窓口負担の軽減を求めていきます。

(全国センター 宮沢さかえ)

があります。

保坂さんは、相談者にとって良きカウンセラーでもありました。焦らずじっくり聴き、いつも相談者の立場に立っていました。労災問題解決にあたっては「最高の弁護士」の様でもありました。



誠に残念ながら、保坂さんは2018年3月23日20時10分、旅立ってしまいました。その時刻は、深澤の「東京高裁『逆転勝利』報告会」終了時刻でした。心よりご冥福を祈りつつ、哀悼の誠を捧げます。合掌（山梨センター 深澤佳人）

# 「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会報告書」公表

～具体的な対応策は労政審で～

厚生労働省のもと、「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会」が設置され、3月30日に報告書が公表されました。報告書はパワーハラスメントの概念の3つの要素と5つの対策強化の対応策案を示すとともに、「顧客や取引先からの著しい迷惑行為」についても取り上げています。しかし、対応策についての結論は出ず、今後の労働政策審議会の議論に委ねられることになりました。

## 法的保護の検討が必要

「報告書」では、職場のパワーハラスメントの概念を①優越的な関係に基づいて行われること、②業務の適正な範囲を超えて行われること、③身体的もしくは精神的な苦痛を与えること又は職場環境を害すること、としています。また「パワーハラスメントにあたりうる行為類型」としてA) 身体的な攻撃、B) 精神的な攻撃、C) 人間関係からの切り離し、D) 過大な要求、E) 過小な要求、F) 個の侵害をあげています。

そして、3つの概念の①～③の要素を満たすものは職場のパワーハラスメントに当たる行為として整理できる」と提言し、いずれかを欠く場合は留意することが必要としています。「苦痛を与える」ことの判断にあたっては、「平均的な労働者の感じ方を基準とする」としています。

## 防止対策の強化

これまでの防止対策は企業の自主的な取り組みを促すことにとどまっていましたが、「報告書」では、より実効性の高い取り組みを進めるため、次の①～⑤の「対応策」案を示しました。

- ① 行為者の刑事責任、民事責任（刑事罰、不法行為）
- ② 事業主に対する損害賠償請求の根拠の規定
- ③ 事業主に対する措置義務
- ④ 事業主による一定の対応措置をガイドラインで明示
- ⑤ 社会気運の醸成

①については、パワーハラスメントが違法であることを法律で明確化することにより、民事上の救済や事業主による防止対策が進む一方、パワーハラスメントは業務上の適正な指導との境界線が明確でないため、構成要件を厳格にするほど行為の範囲が限

定されてしまうこと、行為者ののみの制裁では、抜本的な解決につながらない可能性があることが示されました。



また、②については関連する事案について最高裁判例などの定着した規範がないこと、⑤については、それだけでは対策強化にはならないとしています。

## 顧客や取引先からの迷惑行為

また「報告書」では、特に流通・介護・鉄道業界などで多いという「顧客や取引先からの暴力や著しい迷惑行為」について注目し、「労働者に大きなストレスを与える悪質なものがあり、無視できない状況にある」と指摘。「事業主が労働者の安全に配慮するために何らかの対応をすることが必要とされているのではないか」としています。一方で先に示した職場のパワーハラスメントへの対応との相違点を踏まえて、「業種や職種ごとに態様や状況に個別性が高いことも事実」としています。

## 措置義務を中心に

「報告書」では、③の「事業主に対する措置義務を中心とした検討を進めることが望ましいとの意見が多く見られた」としながら、④の「ガイドラインで明示すること」が望ましいという使用者側委員からの意見も示し、今後労働政策審議会での議論・検討に委ねるとしています。

職場におけるパワーハラスメントは、深刻な実態です。いの健センターに寄せられる精神障害の労災相談の多くも、長時間・過重労働に合わせてパワーハラスメントが原因にあります。しかし、労災認定にあたっては、パワーハラスメントの有無の証明は困難な場合が多くあります。他のハラスメントを含め、問題を個人の問題として解消するのではなく、職場環境・会社運営の課題として取り組まなければなりません。そのためにも、セクシャルハラスメントと同様に職場での防止対策の義務化を急ぎ実現することが迫られています。

（編集部）